

「取引説明書 店頭外国為替証拠金取引」改定の概要

令和 2 年 7 月 3 日付「取引説明書 店頭外国為替証拠金取引」の改定の要旨は下記のとおりです。なお、当該変更の詳細につきましては、新旧対照表にてご確認ください。

記

変更箇所：

- ・【店頭 F X 取引のリスク等重要事項について】 9. カバー取引先情報

※変更の詳細につきましては、次頁以降の新旧対照表をご参照ください。

以上

「取引説明書 店頭外国為替証拠金取引」の改定に係る新旧対照表

令和2年7月3日改定

| 改定後（新） | 改定前（旧） |
|---|---|
| <p>【店頭FX取引のリスク等重要事項について】</p> <p>9. 当社は、お客様との取引から生じるリスクの減少を目的として次の業者との間でカバー取引を行っています。</p> <p>カバー取引先：WGM Services Limited（金融商品取引業） 監督を受けている外国当局：キプロス証券取引委員会（CySEC） 登録番号：203/13</p> <p>カバー取引先：LMAX Broker Limited（金融商品取引業） 監督を受けている外国当局：英国金融行為規制機構（FCA） 登録番号：783200</p> <p>カバー取引先：フィリップ証券株式会社（金融商品取引業者） 登録番号：関東財務局長（金商）第127号</p> <p>（略）</p> <p>制定 平成28年9月12日 平成29年1月23日 一部改定 平成29年2月27日 一部改定 平成29年6月12日 一部改定</p> | <p>【店頭FX取引のリスク等重要事項について】</p> <p>9. 当社は、お客様との取引から生じるリスクの減少を目的として次の業者との間でカバー取引を行っています。</p> <p>カバー取引先：WGM Services Limited（金融商品取引業） 監督を受けている外国当局：キプロス証券取引委員会（CySEC） 登録番号：203/13</p> <p>カバー取引先：LMAX Broker Limited（金融商品取引業） 監督を受けている外国当局：英国金融行為規制機構（FCA） 登録番号：783200</p> <p>（新設）</p> <p>（略）</p> <p>制定 平成28年9月12日 平成29年1月23日 一部改定 平成29年2月27日 一部改定 平成29年6月12日 一部改定</p> |

| | |
|------------------------|------------------------|
| 平成 29 年 9 月 29 日 一部改定 | 平成 29 年 9 月 29 日 一部改定 |
| 平成 29 年 10 月 16 日 一部改定 | 平成 29 年 10 月 16 日 一部改定 |
| 平成 30 年 2 月 2 日 一部改定 | 平成 30 年 2 月 2 日 一部改定 |
| 平成 30 年 5 月 31 日 一部改定 | 平成 30 年 5 月 31 日 一部改定 |
| 平成 30 年 12 月 25 日 一部改定 | 平成 30 年 12 月 25 日 一部改定 |
| 平成 31 年 3 月 29 日 一部改定 | 平成 31 年 3 月 29 日 一部改定 |
| 令和元年 6 月 18 日 一部改定 | 令和元年 6 月 18 日 一部改定 |
| 令和元年 8 月 30 日 一部改定 | 令和元年 8 月 30 日 一部改定 |
| 令和元年 10 月 25 日 一部改定 | 令和元年 10 月 25 日 一部改定 |
| 令和元年 11 月 11 日 一部改定 | 令和元年 11 月 11 日 一部改定 |
| 令和 2 年 1 月 9 日 一部改定 | 令和 2 年 1 月 9 日 一部改定 |
| 令和 2 年 3 月 2 日 一部改定 | 令和 2 年 3 月 2 日 一部改定 |
| 平成 2 年 3 月 31 日 一部改定 | 平成 2 年 3 月 31 日 一部改定 |
| 令和 2 年 7 月 3 日 一部改定 | (新設) |